



長野県報

12月24日(木)
令和2年
(2020年)
第167号

目 次

規 則

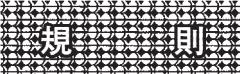
栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部改正する規則（健康増進課、食品・生活衛生課）	2
事務処理規則及び家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（園芸畜産課家畜防疫対策室）	2

告 示

指定管理者の指定（文化政策課）	2
指定管理者の指定（文化政策課信濃美術館整備室）	2
指定管理者の指定（こども・家庭課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（保健・疾病対策課）	3
指定管理者の指定（障がい者支援課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	4
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	4
指定管理者の指定（スポーツ課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用廃止及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
学校教育法に基づく技能教育のための施設の廃止の届出（高校教育課）	6
指定管理者の指定（スポーツ課）	6

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（6件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	7
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課）	14
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	14
建築基準法に基づく道路の位置の指定（6件）（建築住宅課）	14
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	16
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	17
令和2年度定期監査の結果に関する報告の公表（監査委員事務局）	18
特定調達契約に係る落札者の決定（東北信運転免許課）	41



栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第63号

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則

(栄養士法施行細則の一部改正)

第1条 栄養士法施行細則（昭和33年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第2号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第3号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第4号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

(調理師法施行細則の一部改正)

第2条 調理師法施行細則（昭和34年長野県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第3号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第4号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。
 様式第5号中「氏名」を
 「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、令和2年12月25日から施行する。

健康増進課
食品・生活衛生課

事務処理規則及び家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第64号

事務処理規則及び家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(32)のアの(イ)を同(カ)とし、同(7)中「第34条第2項」を「第34条第4項」に改め、同(7)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(7) 第34条第3項の規定による報告の受理

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第2条 家畜改良増殖法施行細則（昭和58年長野県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改める。

第3条中「第32条の2第3項」を「第32条の9第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室



長野県告示第666号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
一般財団法人長野県文化振興事業団
- (2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第667号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県立美術館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
一般財団法人長野県文化振興事業団
- (2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

文化政策課信濃美術館整備室